

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

1 三隅支所

(1) 防災自治課

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
・郵便切手受払簿等について 使用している様式に、確認の記載欄がないものを使用していた。また、使用目的欄に記入のないものが見受けられた。 後述の総括意見において、郵便切手管理について意見を述べているので参考にされたい。 ・郵便切手の管理について 浜田市財務規則第140条の規定により郵便切手類受払簿を備え、証拠書類及び計算書により記入しなければならない旨規定されている。各課で保有している郵便切手の管理について、この受払簿を確認したところ、概ね適正に処理されていたが、一部の課において、記載が漏れる等して途中で残数が計算上合わなくなっているものが見受けられた。また、一部の課で使用者名の記載欄がないものや使用者欄のみで確認者の記載欄がないものがあった。 郵便切手は現金と同等の注意をもって扱う必要があり、使用するときは複数確認において使用する等、厳格な取扱いが必要である。残数については少なくとも月に一度は受払簿と突合チェックする等、定期的に確認を行われたい。	切手払出簿について、確認の記載欄がない様式を使用していたが、郵便切手の残数と当該切手払出簿のチェックを不定期に庶務係が行うことで、郵便切手を管理していた。
	その後の措置状況 切手払出簿については、確認日欄及び確認者欄を追加し、使用することとした。 また、郵便切手を使用するときは、当該切手払出簿の使用目的欄への記入の徹底を図り、使用者及び庶務係により使用枚数等の確認をした上で使用するとともに、週に一度、残数と当該切手払出簿とを突合チェックすることで、郵便切手の厳格な取扱いを行う。